平成２３年（フ）第４２２号
愛知県西尾市寄住町佃46番地　リブレア・テンＢ館Ｅ号室
債務者　佐野　正豊
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月７日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第６２３３号
大阪府箕面市如意谷３丁目６番19―402号
債務者　川本　幸弘
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５４９号
横浜市神奈川区斎藤分町10番５号　ウイングピア101号
債務者　篠田とも子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６４８号
栃木県鹿沼市上石川1865番地２
債務者　髙橋　　計
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６５１号
栃木県宇都宮市春日町７番２号　県営春日住宅２号棟56号室
債務者　杉山きみ子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６５６号
栃木県宇都宮市上田原町144番地16
債務者　大竹　キヌ
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２３年（フ）第１３４号
静岡県富士市比奈1110番地の４、前住所静岡県富士市富士岡1786番地の３
破産者　中端　勝子
1　主文　当裁判所が平成23年９月７日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「静岡県富士市比奈1111番地の４、前住所静岡県富士市富士岡1786番地の３」とあるのを「静岡県富士市比奈1110番地の４、前住所静岡県富士市富士岡1786番地の３」と更正する。
2　決定年月日　平成23年９月30日
静岡地方裁判所富士支部

破産手続廃止及び免責許可決定中更正

平成２２年（フ）第３５８６号
札幌市西区琴似１条３丁目１番19―406号、開始決定時の住所札幌市西区八軒10条西12丁目３番９―102号
破産者　後藤　千洋
1　主文　当裁判所が平成23年８月25日になした破産手続廃止及び免責許可決定中、破産者の住所につき「札幌市西区八軒10条西12丁目３番９―102号」とあるのを「札幌市西区琴似１条３丁目１番19―406号、開始決定時の住所札幌市西区八軒10条西12丁目３番９―102号」と更正する。
2　決定年月日　平成23年９月29日
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続終結

平成２２年（フ）第１４７８号
埼玉県上尾市大字原市3233番地の75
破産者　株式会社オオヤマビルド
1　決定年月日　平成23年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１４号
徳島市北田宮１丁目234番地１
破産者　有限会社久峰
1　決定年月日　平成23年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０８号
北海道函館市弁天町22番12号
破産者　株式会社函館フレッシュサービス
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４号
新潟県三条市八幡町４番22号
破産者　山浦　徳和
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第３３１８号
名古屋市名東区山の手１丁目217番地
破産者　株式会社パルホームサービス名古屋
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５２２号
愛知県瀬戸市窯神町３番地
破産者　合資会社山新山内商店
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６５６号
堺市北区百舌鳥梅町３丁40番地７
破産者　ウエダ防水工業株式会社
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４０７号
大阪府富田林市本町４番11号
破産者　有限会社モリタ広告
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２０５号
兵庫県西宮市今津上野町７番９号
破産者　誠興産業株式会社
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係